

9-6 連続式蒸留機の設備を有する製造場数及び基数

製造場数	12 場
基数	14 基

調査時点：平成14年3月31日

9-7 酒母及びもろみの製造場数

(単位 場)

種類	製造場数	左のうち休造場数
酒母	38	8
もろみ	40	13

調査時点：平成14年3月31日

用語の説明：1 酒母とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので、含糖質物を発酵させることができるもの及び③これらにこうじを混和したものをいう。

2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。

9-8 酒類用自動販売機の設置場数及び台数

設置場数	設置台数				計
	清酒用	ビール用	ウイスキー用	その他用	
場	台	台	台	台	台
内 1	外 4,118 内 1	外 1,232 内 2	外 2,304 内 -	外 11,093 内 1	内 4
11,014	9,417	14,415	30	2,309	26,171

調査対象等：自動販売機による酒類小売業免許を受けて設置しているもの及び既存の酒類販売免許場に設置しているものの設置場数、台数を平成14年3月31日現在で示したものである。

(注) 内書は、自動販売機による酒類小売業免許を受けたもの、外書は、併用機で酒類が従たるものを掲げている。

9-9 みなし製造場数

(単位 場)

	びん詰のためのもの		③ 販売の便宜のためのもの	④ 輸出のためのもの	その他のもの 〔①から④までに〕 〔該当しないもの〕		計	うち 実蔵置 場数
	① 自己の製造した酒類のびん詰	② 共同のびん詰場			設置許可を受けたもの	設置許可を受けないもの		
清酒	8	6	-	27	25	-	66	52
合成清酒	-	1	-	9	3	-	13	-
しょうちゅう	甲類	1	-	17	3	-	21	-
	乙類	4	3	-	21	10	38	2
みりん	2	1	-	11	6	-	20	2
ビール	-	-	-	25	5	-	30	9
果実酒	-	2	-	29	9	-	40	1
ウイスキー	-	-	-	31	6	-	37	5
スピリッツ	-	-	-	23	7	-	30	2
リキュール	3	3	-	25	11	-	42	1
雑酒	-	-	-	18	9	-	27	-
計	17	17	-	236	94	-	364	74
うち実蔵置場数	10	6	-	25	32	-	74	-

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により、製造場とみなされた蔵置場数を平成14年3月31日現在で示したものである。